

気象警報の発表に伴うさいたま市立学校の一斉臨時休業の基準について

1 一斉臨時休業の基準

対象とする気象警報		判断基準及び対応
熊谷地方気象台が発表する本市域を対象とした気象警報のうち右に該当するもの	特別警報 (大雨・暴風・暴風雪・大雪)	午前6時 の時点で ・左の気象警報の1つ以上が発表継続中の場合、 又は ・午前9時までに左の気象警報級の現象となる予想が示されている場合、 その日を一斉臨時休業とする。
	暴風警報	
	暴風雪警報	

2 一斉臨時休業を行う場合の連絡方法

- (1) 午前6時時点で上記判断基準に該当している場合、教育委員会から速やかに学校安心メール全登録者へ、連絡メールを配信します。
- (2) 学校安心メールに登録されていない保護者の方には、学校から連絡いたします。
- (3) その他、必要に応じて、学校から学校安心メール等で情報をお伝えいたします。

3 その他

- (1) 一斉臨時休業を決定した後、当日天候が回復しても、学校施設や通学路の安全確認等が必要であることを踏まえ、登校時刻を繰り下げて授業を実施することはありません。
- (2) 上記判断基準に該当しない場合においても、校区内の状況等により、児童生徒の安全確保のため、校長判断で「臨時休業」「登校を遅らせる」等の対応をとることがあります。

担当 さくら草特別支援学校 教頭
電話 7 1 2 - 0 3 9 5

〈一斉臨時休業の基準についての問い合わせ〉
さいたま市教育委員会 健康教育課
電話 8 2 9 - 1 6 7 9